

岩手県告示第717号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成22年8月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成23年1月1日
- 2 申請期間 平成22年8月20日から同年10月20日まで
- 3 存続期間 平成23年1月1日から平成25年8月31日まで

公示番号 一区第239号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	まつも養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第484号 釜石市大字釜石わしの巣崎西鼻の標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として59度75メートルの点

イ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として59度115メートルの点

ウ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として24度30分260メートルの点

エ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として42度375メートルの点

オ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として115度445メートルの点

カ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として139度330メートルの点

キ点 基点第484号から方位標を見通した線を基準として145度30分260メートルの点

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田及び唐丹町を除く。）

3 条件

- (1) 養殖施設を設置又は利用する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮し、航行船舶及び操業する漁業者の安全を確保しなければならない。
- (2) エ及びオの各点並びにエ及びオの各点を結ぶ直線の間接点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から3メートル以上の高さに設置しなければならない。